久留米市長 大 久 保 勉 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会 会長 吉 岡 マ サ ヨ

## 答 申 書

令和2年10月2日付け2数 I 第179号による諮問事項について、下記のとおり答申する。

記

## 1 諮問事項

教育機関向けに提供する、クラウドを活用した教育システムの導入に伴い、久留米市立小学校、中学校、特別支援学校及び高等学校の児童生徒に関する情報を、クラウドサーバとオンライン結合等を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無(条例第10条第1項第2号)について

【教育部教育 ICT 推進課】

## 2 審議会の意見

教育機関向けに提供する、クラウドを活用した教育システムの導入に伴い、久留米市立小学校、中学校、特別支援学校及び高等学校の児童生徒に関する情報を、クラウドサーバとオンライン結合等を行うことについては、公益上の必要性があり、個人の権利利益を侵害するおそれはない。

## 3 承認日

令和2年10月23日